

柳井市生活道路整備事業原材料等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の生活道路の良好な機能確保と地域での市民活動を促進するため、地元関係者が直接舗装、改修、安全施設等の整備をする場合において、市長が予算の範囲内で、原材料の支給及び重機等の借上げ（以下「原材料等の支給」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活道路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に規定する道路以外の道路で、一般交通の用に供されている道路をいう。
- (2) 原材料 生コンクリート、アスファルト合材（常温合材を含む。）、砕石、コンクリート製品、その他市長が必要と認める土木資材をいう。
- (3) 重機等 バックホウ、ダンプトラックその他市長が必要と認める建設機械及び工具をいう。

(支給の対象)

第3条 原材料等の支給対象の生活道路は、次のいずれかに該当する道路とする。

- (1) 関係戸数が2戸以上ある道路
- (2) 起終点が市道へ通じる等、通り抜けが可能な道路
- (3) 公共の施設に通じる道路
- (4) その他市長が公共性が高いと特に認めた道路

(支給の要件)

第4条 市長は、前条の規定に適合する道路の整備事業（以下「整備事業」という。）で、次の要件に該当するものに対して、原材料等の支給を行うものとする。

- (1) 整備事業について、地元関係者（道路敷地の地権者がある場合は、当該地権者を含む。）の同意が得られるもの
- (2) その他市長が公益上必要があると特に認めたもの

(支給限度額)

第5条 整備事業に係る支給限度額は、整備事業1件につき100万円以内とする。

(支給申請)

第6条 原材料等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生活道路整備事業原材料等支給申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査の上、原材料等の支給を行うことが適当であると認めるときは、原材料等の支給を決定し、その旨を生活道路整備事

業原材料等支給決定通知書（別記第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（計画の変更）

第８条 申請者は、支給の決定通知を受けた後において、整備事業の計画変更（中止及び廃止を含む。）をする場合は、速やかに生活道路整備事業原材料等支給変更申請書（別記第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更決定通知）

第９条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査の上、当該事業の計画変更が適当であると認めるときは、生活道路整備事業原材料等支給変更決定通知書（別記第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第１０条 原材料等の支給を受けた者（以下「受給者」という。）は、当該支給等に係る施工を完了したときは、遅滞なくその旨を生活道路整備事業完了報告書（別記第５号様式）により市長に報告しなければならない。

（完了検査）

第１１条 市長は、前条の規定による報告書を受領したときは、速やかに現場検査を行うものとする。

（支給決定の取消し）

第１２条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、原材料等の支給の全部又は一部を返還させるものとし、その旨を受給者に通知するものとする。

（１）原材料及び重機等を目的外に使用したとき。

（２）施工を中止又は廃止したとき。

２ 原材料等の支給を受給者が既に使用した場合は、当該支給等に相当する金額を返還させることができる。

（その他）

第１３条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（生活道路整備原材料支給要綱の廃止）

２ 生活道路整備原材料支給要綱（平成１７年２月２１日施行）は、廃止する。

（経過措置）

３ この要綱の施行の日の前日までに、生活道路整備原材料支給要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。